情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

住宅宿泊事業の開始に伴う民泊制度運営システムとの外部結合等について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)
- ◇第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理開発、変更)

【報告】

◇第14条第1項(電子計算機による個人情報の処理委託、派遣労働者の受入れ)

担当部課:健康部衛生課

環境清掃部ごみ減量リサイクル課、新宿清掃事務所 都市計画部建築指導課

事業の概要

事業名	住宅宿泊事業等関係行政事務
担当課	衛生課
目的	住宅宿泊事業の適正な運営を確保する。
対象者	住宅宿泊事業者及びその法定代理人
_	

事業内容 | **1 背景**

住宅を活用して人を宿泊させる営業、いわゆる「民泊」の実施を可能とするため、 平成29年6月16日に住宅宿泊事業法(以下「法」という。)が公布され、平成3 0年6月15日に施行する(資料63-1)。当該施行に先立ち、同年3月15日 から準備行為として事前に下記の届出が可能となる。区は、新宿区住宅宿泊事業の 適正な運営の確保に関する条例(以下「条例」という。)に基づき本事業を適正に 運営していく。

2 事業の実施方法

住宅宿泊事業を営もうとする者は、原則として、インターネットを経由し、現在、 国(観光庁)が開発中の民泊制度運営システム(以下「国システム」という。)を 介して住宅宿泊事業(%1)を営む旨を届け出ることになる(資料63-2)。

本区衛生課で住宅宿泊事業を営む旨の届出(以下「事業届出」という。)の受付 処理を完了した後、本区ごみ減量リサイクル課及び清掃事務所では、事業届出に係 る住宅(以下「届出住宅」という。)の周辺住民からの苦情等に迅速に対応するた め、国システムの情報を閲覧し、住宅宿泊事業者(※2)に対し必要な指導を行う。

本区建築指導課においては、届出住宅の間取り図などを共有し、防火区画や非常 照明設備などの安全措置状況を確認する。

届出住宅については、区長が条例第12条の規定に基づき全件公表する(資料 63-3)。法第68条第1項の「住宅宿泊事業等関係行政事務」を処理するため、 届出住宅に係る情報については、現在衛生課で保有している保健情報システム(対 物系・環境衛生サブシステム)に変更を加え、情報管理を行う。

- ※1…旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて 住宅に人を宿泊させる事業であって、宿泊日数が1年間で180日を超えな いものをいう(法第2条第3項)。
- ※2…法第3条の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう(法第2条第4項)。

3 派遣職員の活用

今後、届出住宅の実地調査を全件実施する。全件実施は、派遣職員が常勤職員と 同行して行うか、外観の確認などの簡易なものについては派遣職員のみで行う予定 である。

事業規模(届出住宅)は、2,000件を見込んでいる。

件名 住宅宿泊事業の開始に伴う民泊制度運営システムとの外部結合について

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	住宅宿泊事業等関係行政事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	資料63-4及び資料63-5のとおり
結合の相手方	国(観光庁)
結合する理由	住宅宿泊事業を営む旨の届出については、全国一律にオンラインによって行うことができるよう、国がシステム開発を進めている。当該届出を行う者にとっても、オンラインによる届出の方がより迅速に行うことができるなどメリットがある。そのため、区としても当該届出内容について民泊制度運営システム(国システム)を介して確認することを原則とすることとし、当該届出に係る事務を遂行するために必要な情報を国システムから取得することとする。また、条例第12条の規定に基づき、当該届出に係る住宅に関する情報を公表する際に必要なデータを、国システムのデータベースからダウンロードすることとする。
結合の形態	LGWAN回線を利用して、区イントラネットパソコンと国(観光庁)が運用する予定の国システムを接続する。
結合の開始時期と期間	平成30年3月15日から(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	本件におけるダウンロード及びアップデートは、LGWAN回線(※1)として「LGWAN-ASP」(※2)を使用し、ファイアーウォールによる通信制御を行う。通信により授受するデータは、暗号化を実施する。 3 不正アクセス対策、コンピューターウイルス対策、アクセスログの管理監視によるセキュリティ管理を実施する。 4 住宅宿泊事業を営もうとする者から送信されたファイルをLGWAN回線経由で取得する際には、ウイルス感染のリスクを排除するためにサニタイズ(無害化)されたファイルをダウンロードする方式で取得する。 5 区イントラネットパソコンへのログイン時には、ユーザID及びパスワードによるアクセス権限の確認を行う。 6 区イントラネットパソコンとダウンロードしたデータは、速やかに保健情報システム(対物系・環境衛生サブシステム)に入力し、ダウンロード時に作成したファイルは、区イントラネットパソコンとがウンロードしたデータは、速やかに保健情報システム(対物系・環境衛生サブシステム)に入力し、ダウンロード時に作成したファイルは、区イントラネットパソコン上から速やかた削除する。 7 区が国システムに接続する通信については、LGWAN回線を経由し、SSL(※3)認証による時号化及び実在性確認により機密性を担保する。まなデクセスを必要最小限の台数に制限する。・保守用途の端末を必要最小限の台数に制限する。・保守用途の端末を必要最小限の台数に制限する。・保守担当者)に限定する。・アクセス履歴をすべて記録する。・アクセス履歴をすべて記録する。・アクセス履歴をすべて記録する。・アクセス履歴をすべて記録する。・※1…LGWAN 回線とは、総合行政ネットワーク(略称:LGWAN(Local Government Wide Area Network))において、地方公共団体の組織内ネットワーク (行内 LAN)を相互に接続した行政専用のネットワークである。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体の調員に各種行政事務サービスを提供するものである。行政専用の開域ネットワークを指手の高いネットワークを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供するものである。行政専用の開域ネットワークである LGWAN において、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者及びそのサービスを指す。LGWANーASP を活用することで、地方公共団体的で11 化格差、IT 活用格差等を軽減し、品質及びサービスを構築するより、標準的で経済的なシステムを導入・運用が引きことを目的としている。 ※3・インターネット上でデータを暗号化することにより、第三者によるデータの盗聴や改らなとを防ぐことができるものをいう。本件においては、暗号化方式(TLS1・2AES)を使用する。

件名 住宅宿泊事業の開始に伴う保健情報システム(対物系・環境衛生サブシス テム)の変更について(情報項目の追加)

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	住宅宿泊事業等関係行政事務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	 個人の範囲 住宅宿泊事業者及びその法定代理人 記録項目 資料63-4、資料63-5及び資料63-6の各項目を追加する。 ※…従来からの項目は、資料63-7のとおり 記録するコンピュータ 保健情報システム(対物系・環境衛生サブシステム)(衛生課)
新規開発・追加・ 変更の理由	住宅宿泊事業法第68条第1項の「住宅宿泊事業等関係行政事務」を処理するため、住宅宿泊事業を営む旨の届出に係る住宅の情報については、現在衛生課で保有している保健情報システム(対物系・環境衛生サブシステム)に変更を加え、情報管理を行う。
新規開発・追加・ 変更の内容	保健情報システム(対物系・環境衛生サブシステム)をバージョンアップし、次に掲げる記録項目及び機能を追加する。 (1)住宅宿泊事業を営む旨の届出に関する記録項目(資料63-4及び資料63-5) (2)資料63-6の情報を届出住宅リストとして出力する機能
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	 1 委託事業者が上記「新規開発・追加・変更の内容」欄に記載の「記録項目及び機能」の追加の反映状況を検証するために実施するテスト作業においてはダミーデータを使用させる。 2 委託事業者が行うテスト環境での一連のプログラムの動作確認や処理が正常終了できるかの確認、本番環境への移行については、区職員が行う。また、実データを用いての機能の検証も区職員が行う。 3 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 委託事業者に、新宿区情報セキュリティーポリシーを遵守させる。
新規開発・追加・ 変更の時期	保健情報システム(対物系・環境衛生サブシステム)は、全国的に導入実績のあるパッケージシステムであり、本件に係る開発は、委託先が現在進めている。 新宿区においては、審議会承認後、平成30年4月中にバージョンアップ作業を 実施する。その後仮稼働を経て、平成30年5月15日本稼働させる。

件名 保健情報システム(対物系)保守業務の委託について(情報項目の追加)

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	住宅宿泊事業等関係行政事務
委託先	日本コンピューター株式会社
委託に伴い事業者に処理	【住宅宿泊事業者及びその法定代理人に係る情報項目】
させる情報項目(だれの、	資料63-4、資料63-5及び資料63-6の各項目を追加する。
どのような項目か)	※…従来からの項目は、資料63-7のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(保健情報システム(対物系・環境衛生サブシステム))
	衛生課で保有する保健情報システム(対物系)(パッケージシステム)の保
委託理由	守業務を、当該システムの開発業者である委託先に委託することにより行うこ
	とが効率的であるため
	保健情報システム(対物系)の保守業務
	【具体的な内容】
委託の内容	1 保健情報システム(対物系)に係る障害復旧対応、ネットワークの稼働状
	況に係る管理、監視、定期報告
	2 データのバックアップ処理
	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の委
委託の開始時期及び期限	託を継続する。なお、本件「情報項目の追加」に係る業務は、平成30年5月
	15日から開始する。)
	1 契約時に「特記事項」(別紙)を付す。
	2 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持ち出しを禁止する。
委託にあたり区が行う情	3 委託先がシステム機器を操作する際は、事前に作業内容の報告を求め、区
報保護対策	が承認した後に実施させる。
	4 実データを使用した検証作業は区の職員が実施することとし、セットアッ
	プ作業時は区職員が立ち会う。
	1 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。
	2 従業者に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教
受託事業者に行わせる情	育を実施させる。
報保護対策	3 バックアップ作業等で使用する外部媒体は、区が提供するものを使用さ
	せ、事業者の外部媒体は使用禁止とする。
	4 本業務に係る個人情報は、庁舎外への持出しを禁止する。

件名 住宅宿泊事業の開始に伴う派遣労働者の受入れについて

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	住宅宿泊事業等関係行政事務
派遣労働者に行わせる事 務の内容(どのような仕 事をさせるのか)	住宅宿泊事業法等に関する以下の業務 ① 窓口業務(主に届出受付) ② 電子申請及び届出書類の内容確認(施設図面を含む。) ③ 届出に基づくシステム処理 ④ 電子申請に基づく届出書類等の印刷 ⑤ 報告書及び資料作成 ⑥ 書類等の発送業務 ⑦ 現場調査(外観及び同行調査)
派遣労働者に取扱わせる こととなる個人情報の範 囲((だれの、どのような 項目か)	【住宅宿泊事業者及びその法定代理人に係る情報項目】 資料63-4、資料63-5及び資料63-6のとおり
派遣事業者の名称	未定(入札により平成30年2月下旬に決定する予定)
派遣労働者を受入れる理 由	多量の届出受付処理、現場調査が予測されるため、派遣労働者を雇い上げ、 事業の効率的な運営を図る。
受け入れる労働者の人数	6名
派遣労働者の受入期間	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで(次年度以降も、同様の派遣を行う。)
	1 契約時に、個人情報保護に関する内容を仕様書(資料63-8)に明記する。
派遣労働者の受入れにあ たり区が行う情報保護対 策	 2 派遣労働者に、個人情報保護条例の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨の誓約書(資料63-9)を提出させる。 3 受入れ時に個人情報保護遵守に関して研修を行う。 4 外出の際は、『衛生課における申請書等個人情報を含む書類の持ち出しに
	4 外面の除は、『衛生課における申請書等個人情報を含む書類の持ち面しに係る注意事項について』(資料63-10)に沿った対応を確認する。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策(新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等)に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。